

山形県産業賞選考基準

1 受賞部門

産業全部門

2 受賞者の範囲

- (1) 山形県内在住者又は山形県内在職者とする。
- (2) 個人又は団体（ただし、以下のいずれかに該当する団体を除く）
 - ①国又は地方公共団体が2分の1以上を出資するもの
 - ②県が4分の1以上を出資するもの

3 選考基準

次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、浦本政三郎科学技術賞、山形県科学賞、山形県科学技術賞、齋藤茂吉文化賞、大高根農場記念山形県農業賞、川村造林記念山形県林業賞及び山形県水産業賞の受賞者を除く。

- (1) 発明、発見その他の創意工夫により、本県産業の発展向上に顕著な功績をあげたもの。
- (2) 本県における業界の組織化又は団体の運営に尽力し、その功績著明なもの。
- (3) 本県における業界の能率向上、合理化等に尽力し、著しく産業の発展に寄与したもの。

山形県科学技術賞選考基準

1 受賞部門

科学技術全部門

2 受賞者の範囲

- (1) 山形県内在住者又は山形県内在職者とする。
- (2) 個人又は団体（ただし、以下のいずれかに該当する団体を除く）
 - ①国又は地方公共団体が2分の1以上を出資するもの
 - ②県が4分の1以上を出資するもの

3 選考基準

次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、浦本政三郎科学技術賞、山形県科学賞、山形県産業賞、齋藤茂吉文化賞、大高根農場記念山形県農業賞、川村造林記念山形県林業賞及び山形県水産業賞の受賞者を除く。

- (1) 科学技術の研究開発により、本県産業の発展に貢献したもの。
- (2) 本県における科学技術の振興に尽力し、その功績顕著なもの。